

○人材育成のための特定寄附金等による研修経費取扱規程

(平成21年9月3日規程第37号)

改正 平成22年3月25日規程第24号 平成22年4月22日規程第28号
平成22年6月23日規程第39号 平成23年3月10日規程第11号
平成23年10月20日規程第51号 平成23年11月24日規程第63号
平成25年3月28日規程第25号 平成26年12月25日規程第93号
平成27年6月26日規程第73号 平成28年2月29日規程第27号
平成30年3月30日規程第40号

(目的)

第1条 この規程は、若手研究者の能力開発、資質向上のために国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）が実施する人材育成を目的とした研修の経費（以下「研修経費」という。）として、次の各号に掲げる予算を充てるための取扱い基準を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

- (1) 人材育成寄附金 寄附金等取扱規程（平成19年規程第3号）第3条第1項第2号に規定する特定寄附金であって、人材育成が用途に含まれるもの
- (2) 研究センター管理費 研究所が民間企業から試験又は研究等を受託する際に、当該企業が負担する経費であって、別に定めるところにより算定したもの

(定義)

第2条 この規程において「研修」とは、若手研究者の研究能力、プレゼンテーション能力又はコミュニケーション能力の向上等人材育成を目的として、役員、本部長、決裁基準規程（平成30年規程第5号）第2条第4号に規定するセンター長（以下「センター長等」という。）が主催するセミナー等の集会をいう。

2 この規程において「若手研究者」とは、研究所の身分を有する者のうち、事務系職員等を除く者で、かつ、管理職以外の者とする。

(研修経費)

第3条 研修経費は、研修の開催、運営に必要な消耗品費、招聘謝金、旅費、資料等印刷費並びに研修時及び懇談会（研修に引き続き開催するものに限る。以下同じ。）における飲食に係る経費とする。

第4条 削除

(飲食の提供)

第5条 人材育成寄附金により研修時又は懇談会において飲食を提供するときは、あらかじめ寄附者の同意を得るものとする。

2 懇談会の開催場所は、研修を所内で行う場合は所内とし、研修を所外で行う場合は所外で開催することができる。

3 研修時又は懇談会における飲食に係る経費の額は、次の各号の金額を上限とする。

- (1) 所内で開催する場合 2,000円/人
- (2) 所外で開催する場合 3,000円/人

(人材育成研修計画の申請、承認)

第6条 飲食の提供を伴う研修及び懇談会を開催しようとするセンター長等は、あらかじめ研修の内容等を記載した「人材育成研修計画申請書」（別紙）を所属する各地区の研究支援部長及び総務部長を経て、総務担当理事に申請し承認を得なければならない。

（実績確認）

第7条 研究支援部長は、所管する地区の組織における飲食を提供した研修及び懇談会の開催実績をとりまとめる。

2 前項の開催実績は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 主催者及び出席者所属・氏名
- (4) 支出金額及び内訳

3 研究所全体の飲食を提供した研修及び懇談会の開催実績については、年度毎に総務部総務課でとりまとめ、総務担当理事に報告する。

（調査等）

第8条 総務部長は、必要に応じて研修を主催したセンター長等に説明を求める他、その内容について調査することができる。

2 前項の結果、研修の内容等が本規程の基準から逸脱すると研究所が判断した場合には、研修を主催したセンター長等が経費を負担するものとする。

附 則

この規程は、平成21年9月3日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規程第24号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月22日規程第28号）

この規程は、平成22年4月22日から施行する。

附 則（平成22年6月23日規程第39号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日規程第11号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月20日規程第51号）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年11月24日規程第63号）

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規程第25号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日規程第73号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規程第27号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別紙（第6条関係）

人材育成研修計画申請書

[別紙参照]